

北國銀行・エコ通勤促進協定書

株式会社北國銀行（以下「甲」という。）と金沢市（以下「乙」という。）は、金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例（以下「公共交通利用促進条例」という。）の趣旨に鑑み、甲が策定した別紙『北國銀行・エコ通勤促進アクション・プラン（以下「エコ通勤プラン」という。）』に基づく職場における公共交通の利用を促進するため、次のとおり協定を締結する。

協定の名称 北國銀行・エコ通勤促進協定

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年3月15日

甲 金沢市下堤町1番地
株式会社北國銀行
取締役頭取 安宅建樹

乙 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市
金沢市長 山出保

(目的)

第 1 条 本協定は、公共交通利用促進条例の推進と相まって、エコ通勤プランに定められた取組について、甲及び乙が相互に連携・協力することにより、職場における公共交通の利用を促進することを目的とする。

(信義誠実の原則)

第 2 条 甲乙双方は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

(従業員への意識啓発)

第 3 条 甲は、公共交通の利用を促進するための従業員への意識啓発に努めるものとする。

2 乙は、甲が行う従業員への意識啓発に協力するものとする。

(ノーマイカーデー及びパーク・アンド・ライド等の取組)

第 4 条 甲及び乙は、双方が実施するノーマイカーデー及びパーク・アンド・ライド等公共交通の利用を促進するための取組について、互いに協力するものとする。

(エコ通勤プランの実施状況の報告)

第 5 条 甲は、適宜、エコ通勤プランの実施状況を乙に報告するものとする。

2 乙は、エコ通勤プランの実施状況に応じ、甲に必要な助言等を行うものとする。

(エコ通勤プランの周知)

第 6 条 甲及び乙は、エコ通勤プランについて、ホームページ等により広く周知するものとする。

(公共交通利用促進条例に基づく取組等)

第 7 条 乙は、甲がエコ通勤プランに定められた取組のほか、公共交通利用促進条例第 13 条に規定する公共交通事業者との協定等公共交通の利用を促進するための取組について検討を行う場合に、必要な助言等を行うものとする。

(疑義の決定)

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。